

## 《コンプライアンス》

### 1. はじめに

当社が安全で高品質な製品を提供し続けるためには、遵法精神を社内に定着させることが最も重要であり、グループ企業全体でコンプライアンス体制の確立と醸成を図っています。

### 2. 取り組みの内容

#### (1) 「中国工業グループ企業行動基準」の制定

コンプライアンスに対する経営の基本的考え方を示したものの。

法令の文言のみならず、その精神まで主体的に遵守、実践しようとするわが社の組織文化を醸成するために、制定したものです。

#### 中国工業グループ企業行動基準

私たちは、次の10原則に基づき、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって行動する。私たちは、単に公正な競争を通じて利潤を追求するという経済主体に留まることなく、広く社会にとって有用な存在であり続けることを企業目的として追求する。

1. 社会的に有用な財、サービスを安全性に十分配慮して開発、提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
5. 「よき企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
6. 従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。
8. 海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する行動をとる。
9. 経営トップは、本基準の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
10. 本基準に反するような事態が発生したときは、経営トップ自らが問題解決に当たる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と、責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以上

(附則)

制定 平成16年3月1日

改定 平成19年7月1日

#### (2) コンプライアンス推進体制

